

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1．包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（以下「協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る記載事項等に関する所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第61条関係）
- 2．協定の規定に基づく関税の緊急措置の導入に伴い、当該措置の対象となる国際約束にこれらの協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2関係）
- 3．特惠関税制度について、協定の締約国を原産地とする特定の物品を特惠関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第25条関係）
- 4．この政令は、協定の効力発生の日から施行することとする。